

## 合志市工事等競争入札参加資格有資格業者の指名停止措置について

### 1 指名停止を受けた業者

- (1) 住 所 合志市栄3415番地26
- (2) 商 号 ラインテクノス株式会社合志支店
- (3) 代表者 支店長 田嶋 寿郎

### 2 指名停止措置の期間

令和8年1月26日から令和8年3月25日まで(2箇月)

### 3 指名停止措置の理由

合志市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領第2条第1項、別表第1第5号に該当するため。

#### 【指名停止等の措置要領第2条第1項に定める別表第1第5号】

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なもの除去。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内